

樫原市生活支援体制整備事業実施要領

平成27年4月1日

改正 令和5年10月31日

(1) 目的

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする。

(2) 実施主体

樫原市。ただし、(3)の事業の全部又は一部について省令第140条の67に基づき、市が適当と認める者に委託することができる。

(3) 実施内容

ア 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

高齢者の生活支援・介護予防サービス（以下、「生活支援等サービス」という。）の体制整備を推進していくため、以下のとおり、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けて、以下の（ア）に掲げるコーディネート機能を有する者を「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」（以下「コーディネーター」という。）とし、日常生活圏域（「地域包括支援センターブランチ」の7圏域）を中心に配置する。

（ア） コーディネート機能

樫原市が定める活動区域ごとに、以下aからcの内容を踏まえ、多様な主体による多様な取組のコーディネート業務を実施することにより、地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進する。

- a 資源の開発 （地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者などが担い手として活動する場の確保など）
- b ネットワーク構築（関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくりなど）
- c ニーズと取組のマッチング（地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングなど）

（イ） 活動範囲

コーディネートを実施する範囲としては、第1層の市全域、第2層の日常生活圏域、第3層のサービス提供主体の活動圏域があるが、本事業の対象となるのは、以下a及びbとする。

- a 第1層 市全域で、以下の①から⑤を中心に行う機能
- b 第2層 日常生活圏域で、第1層の機能の下、以下の①から⑥を行う機能
 - ①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
 - ②地縁組織等多様な主体へ協力依頼などの働きかけ

③関係者のネットワーク化

④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一

⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）

⑥ニーズとサービスのマッチング

（注）なお、第3層（サービス提供主体の活動圏域）でも、個々の生活支援等サービスの事業主体において、利用者と具体的なサービスをマッチングする機能があるが、これはサービス提供の主体が本来的に有している機能であるため、本事業の対象外とする。

（ウ） 配置

a 第1層 橿原市社会福祉協議会

b 第2層 地域包括支援センター

（エ） 資格・要件

第1層は、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。

特定の資格要件は定めるものでないが、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整などのコーディネート機能を適切に担うことができる者。

なお、コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが必要。

イ 協議体の設置

（ア） 目的

生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が効果的な取組につながることから、定期的な情報の共有・連携強化の場を設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的とする。

（イ） 役割

- ・地域ニーズ・既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進（実態調査の実施や地域資源マップの作成等）
- ・企画、立案、方針策定を行う場（生活支援等サービスの担い手養成に係る企画等を含む）
- ・地域づくりにおける意識の統一を図る場
- ・情報交換の場、働きかけの場 等

（ウ） 設置主体

設置主体は橿原市であり、地域の関係者のネットワーク化を図り、設置する。

なお、地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、第2層については、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能である。例えば、既存の地域の住民会議を活用するなど、地域の実情に応じた形で実施が可能である。

（エ） 構成団体

協議体は、市、地域包括支援センター等の行政機関、コーディネーターのほか、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業

者、シルバー人材センター等の地域の関係者で構成され、この他にも地域の実績に応じて適宜参画者を募る。なお、協議体の早期設置を推進する観点から、まずは協議体の機能を有するような既存の会議等にも積極的に活用しつつ、最低限必要な参画者で協議体を立ち上げ、徐々に参画者を増やしていく。

ウ 留意事項

- (ア) 本事業を、効果的に実施するため、企画段階や支援の担い手として、積極的に高齢者を含めた地域の住民の参加を促していく。
- (イ) (3)に定める事業に関連して、以下のような取組を実施することも可能である。
 - a 協議体の設置に向けた生活支援等サービスの充実に関する研究会等の立ち上げや開催
 - b 研究会や協議体等が中心となって実施する地域資源の実態調査等の情報収集
 - c 生活支援等サービスに係るボランティア等の担い手を養成するための研修等実施
- (ウ) コーディネーターは、経験や実績のある人材の確保・活用の観点から、必要に応じて他の職種と兼務することも可能である。
- (エ) 本事業については、生活支援等サービスに係る体制整備の進捗状況を把握しながら計画的に取り組んでいく必要があることから、必要に応じて事業の評価や効果測定を実施する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。